

証券監督者国際機構（IOSCO）
取引施設における過度な価格変動の管理に向けた提言案
について市中協議を開始

IOSCO 代表理事会は、取引所及び規制当局における過度な価格変動の管理に向けたメカニズム（仕組み）の導入に係る提言案について、市中協議を開始した。

証券市場における過度な価格変動は、市場の公正性・効率性・透明性の確保という IOSCO の目的を損ない、市場の健全性を弱め、投資家の信頼を低下させかねない。昨今の過度な価格変動事案を踏まえ、規制当局と取引施設においては過度な価格変動を管理する方法*を議論してきた。

* 取引の一時的な停止や制限を通じて誤発注等により引き起こされた市場の混乱を最小限に抑えることを目指すもの。

本日公表された市中協議文書「取引施設における過度な価格変動の管理と取引秩序の維持に向けたメカニズム」（以下、市中協議文書）の中で、IOSCO は、過度な価格変動が引き起すリスクへの取引施設の対応策を調査した。市中協議文書では、当該メカニズムが、取引施設が過度な価格変動の影響を緩和し、取引秩序を維持するために効果的な手法であると結論付けている。

市中協議文書の中で、IOSCO は、取引施設及び規制当局が価格変動管理メカニズムの導入・運用・監視を検討する際に、これら取引施設及び規制当局を補佐するべく 8 つの提言案を提示している。主なものは以下のとおりである。

- ・ 取引施設は、過度な価格変動を管理するためのメカニズムを備えるべきであり、当該メカニズムは適切に調整され、監視されるべきである。
- ・ 規制当局は、当該国・地域の価格変動管理メカニズムの枠組み全体を効果的に監視するために、どのような情報が必要かを検討し、取引施設において関連記録が保持されるよう努めるべきである。
- ・ 価格変動管理メカニズムや当該メカニズムの発動時期に関する情報は、規制当局、市場参加者、そして、必要に応じて公衆に、公開されるべきである。
- ・ 同一又は関連する有価証券が、特定の国・地域における複数の取引施設で取引されている場合、取引施設間の連携が検討されるべきである。さらに、同一又は関連する有価証券が、異なる国・地域において取引されている場合、

（価格変動管理）メカニズムを発動した場合には、（当該取引が行われている取引施設間で）連携をとることが適切と考えられ得る。

また、市中協議文書では、取引施設間における国・地域をまたがる情報共有及び連携上の課題も言及されている。

市中協議文書は、技術革新が市場にもたらす変化、及び、当該変化に対する規制当局や市場の対応について、IOSCO が継続的に取り組んできた作業の一つである。特に、この市中協議文書は、2011 年の IOSCO 報告書「Regulatory Issues Raised by the Impact of Technological Changes on Market Integrity and Efficiency」における提言に基づき、作成されている。なお、当該 IOSCO 報告書では、HFT 等の市場に大きな影響のある技術革新や、取引停止・サーキットブレーカー・価格制限等の価格変動への対応策が取り上げられている。

市中協議文書に対するコメントの提出期限は、**2018 年 5 月 6 日**である。